

議案第 4 号

亀山市行政手続条例の一部改正について

亀山市行政手続条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市行政手続条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市行政手続条例の一部を改正する条例

亀山市行政手続条例（平成19年亀山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条－第36条）」を「第4章 行政指導（第30条－第36条）」に改める。  
の2 処分等の求め（第36条の2）」

第2条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条、第13条から第15条まで、第22条及び第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第35条を次のように改める。

（行政指導の中止等の求め）

第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律、三重県の条例又は市の条例に置かれているも

のに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

#### 第4章の2 処分等の求め

第36条の2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律、三重県の条例又は市の条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

2 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年亀山市条例第108号)の一部を次のように改正する。

第18条中「及び第3章」を「、第3章及び第4章の2」に改める。

(亀山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

3 亀山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年亀山市条例第109号)の一部を次のように改正する。

第15条中「及び第3章」を「、第3章及び第4章の2」に改める。

(亀山市税条例の一部改正)

4 亀山市税条例(平成17年亀山市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び第3章」を「、第3章及び第4章の2」に改め、同条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(亀山市国民健康保険税条例の一部改正)

5 亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「及び第3章」を「、第3章及び第4章の2」に改め、同条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。